

002G2MHU

391049

第三号様式(1)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号
A	14	A	2975

大量保有報告書

変更報告書 No.1

(法第27条の26第1項に基づく報告書)

(法第27条の26第2項に基づく報告書)

関東財務局長 殿

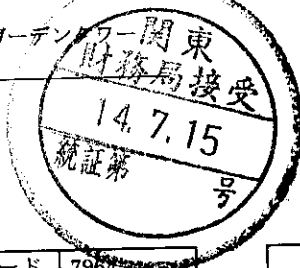


氏名又は名称 弁護士 平川 修

報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所

平成14年7月15日提出



第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の名称	株式会社 セガ	会社コード	7964
上場証券取引所	※① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上場 2 店頭	
本店所在地	〒144-8531 東京都大田区羽田1-2-12		

頁 / 総頁	1 / 27
提出者及び共同保有者の総数	13 名
提出形態	※① 連名 2 その他

2 提出者(大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ(カタカナ)	シタキ・ソウカブ・シカ・イヤ		
氏名又は名称	クレディ・スイス信託銀行株式会社		
フリガナ(カタカナ)	トキョウトキトラノ		
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山Jトラストタワー		
フリガナ(カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ(カタカナ)			
旧住所又は本店所在地	〒		
個人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
法人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	61年3月19日	(フリガナ)
	※ 1 明治 ③ 昭和 2 大正 4 平成	代表者氏名	フィリップ・バレ
			代表者役職 代表取締役
人	事業内容	信託業務、銀行業務一般及び保護預り、債務の保証、不動産売買/賃貸の媒介等	
事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子		
	電話番号	03(6888)1000	

発行会社の
会社コード 7964

頁 / 総頁 2 / 27

提出者(大量保有者)の
氏名又は名称 クレディ・スイス信託銀行株式会社

3 保有目的

保有会社が運用裁量を有する指定金銭信託勘定による保有に付き「純投資目的」

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	14,900株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バックワラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 株	N 株	O 14,900株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在) S 174,501,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 14,900株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.01%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 0.01%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書
(法第27条の26第1項に基づく報告書)

変更報告書 No.1
(法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平 川 修 印 報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年7月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	株式会社 セガ	会社コード	7964
上 場 証券取引所	※① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上 場	2 店頭
本店所在地	〒144-8531 東京都大田区羽田1-2-12		

頁 / 総 頁	3 / 27
---------	--------

提出者及び 共同保有者の総数	13 名
提 出 形 態	※① 連 名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)	トクシカブシキカイシャ		
氏名又は名称	クレディ・スイス投信株式会社		
フリガナ (カタカナ)	トクシカブシキカイシャ		
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山J.T.トラストタワー		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地			
個 人	生年月日 年 月 日	(フリガナ)	
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	勤務先名称	
法 人	職 業	勤務先住所	
	設立年月日 5年9月16日	(フリガナ) フクダ トシオ	代表者役職 取締役社長
人	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 ④ 平成	代表者氏名	福田 敏朗
	事業内容	証券投資信託の委託会社としての業務、有価証券等に関する投資助言業務及び投資一任契約に係る業務	
事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子		
	電 話 番 号	03(6888)1000	

第三号様式(2)

発行会社の 会社コード	7964
----------------	------

頁 / 総頁	4 / 27
--------	--------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	クレディ・スイス投信株式会社
-----------------------	----------------

3 保有目的

投資信託委託業及び投資顧問業を営む上で、顧客勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	1,316,100株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券ハートワント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 株	N 株	O 1,316,100株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在) S 174,501,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 1,316,100株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.75%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 0.94%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書
 (法第27条の26第1項に基づく報告書) 変更報告書 No.1
 (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平川 修 印 報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
 アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年7月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名称	株式会社 セガ	会社コード	7964
上 場 証券取引所	※① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌		
本店所在地	〒144-8531 東京都大田区羽田1-2-12		

頁 / 総 頁	5 / 27
提出者及び 共同保有者の総数	13 名
提出形態	※ ① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド		
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリート15、ビューフォート・ハウス		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地	〒		
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
法 人	設立年月日	7年4月6日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 ④ 平成		代表者氏名
人	事業内容	投資顧問業	代表者役職 取締役
事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子		
	電話番号	03(6888)1000	

発行会社の 会社コード	7964
----------------	------

頁 / 総頁	6 / 27
--------	--------

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド
-----------------------	----------------------------

3 保有目的

投資顧問業を営む上で、顧客勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	株	株	356,600 株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バックワラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合 計	M 株	N 株	O 356,600 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在) S 174,501,000 株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 356,600 株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.20 %	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 0.13 %	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書
(法第27条の26第1項に基づく報告書) 変更報告書 No.1
(法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平川 修 印 報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年7月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	株式会社 セガ	会社コード	7964
上 場 証券取引所	※ ① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上 場 2 店 頭	
本店所在地	〒144-8531 東京都大田区羽田1-2-12		

頁 / 総 頁	7 / 27
提 出 者 及 び 共同保有者の総数	13 名
提 出 形 態	※ ① 連 名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称	クレディ・スイス・アセット・マネジメント (英国) リミテッド		
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリート15、ビューフォート・ハウス		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地	〒		
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	7年12月15日	(フリガナ)
法 人	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 ④ 平成		代表者氏名
	事業内容	投資顧問業	アイ・アール・フィッシュ ウィック
代表者役職	取締役		
事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子		
電 話 番 号	03(6888)1000		

発行会社の 会社コード	7964
----------------	------

頁 / 総頁	8 / 27
--------	--------

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	クレディ・スイス・アセット・マネジメント(英国)リミテッド
-----------------------	-------------------------------

3 保有目的

投資顧問業を営む上で、顧客勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	株	株	89,100 株
新株引受権証書	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券パートナー	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合 計	M 株	N 株	O 89,100 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在) S 174,501,000 株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 89,100 株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.05 %	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 0.09 %	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書 (法第27条の26第1項に基づく報告書) 変更報告書 No.1 (法第27条の26第2項に基づく報告書)

Table with 4 columns: 受付財務局, 受付年, 管轄財務局, 番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平川 修 印 報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年7月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

Table with 2 columns: 発行会社の名称, 会社コード 7964, 上場証券取引所, 本店所在地

Table with 2 columns: 頁 / 総頁 9 / 27

Table with 2 columns: 提出者及び共同保有者の総数 13名, 提出形態 ※①連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

Main table for submitter details including personal information, company info, and contact details.

発行会社の 会社コード	7964
----------------	------

頁 / 総頁	10 / 27
--------	---------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー
-----------------------	-----------------------------

3 保有目的

投資顧問業を営む上で、顧客勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	株	株	3,362,840 株
新株引受権証書	A 株	/	G 株
新株予約権証書	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券パナドワラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合 計	M 株	N 株	O 3,362,840 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株		発行済株式総数 (平成14年6月30日現在) S 174,501,000 株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 3,362,840 株		上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 1.93 %
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株		直前の報告書に記載 された株券等保有割合 4.32 %

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

大量保有報告書 変更報告書 No.1
 (法第27条の26第1項に基づく報告書) (法第27条の26第2項に基づく報告書)

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平川 修 印 報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
 アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年7月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名称	株式会社 セガ	会社コード	7964
上 場 証券取引所	※ ① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上場 2 店頭	
本店所在地	〒144-8531 東京都大田区羽田1-2-12		

頁 / 総 頁	11 / 27
提出者及び 共同保有者の総数	13名
提 出 形 態	※ ① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称		クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス (ルクセンブルグ) エス・エー	
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地		ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ5	
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地		〒	
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明 治 3 昭 和 2 大 正 4 平 成		勤務先名称
法 人	設立年月日	9年7月31日	(フリガナ)
	※ 1 明 治 3 昭 和 2 大 正 ④ 平 成		代表者氏名
事業内容		投資信託委託業	代表者役職
事務上の連絡先 及び担当者名		〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子	
		電 話 番 号	03(6888)1000

発行会社の 会社コード	7964
----------------	------

頁 / 総頁	12 / 27
--------	---------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス（ルクセンブルグ）エス・エー
-----------------------	--

3 保有目的

投資信託委託業を営む上で、国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	140,900株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バードラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 株	N 株	O 140,900株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在) S 174,501,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 140,900株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.08%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 0.08%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

大量保有報告書 変更報告書 No.1
 (法第27条の26第1項に基づく報告書) (法第27条の26第2項に基づく報告書)

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平川 修 印 報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
 アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年7月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の名称	株式会社 セガ	会社コード	7964
上場証券取引所	※ ① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上場 2 店頭	
本店所在地	〒144-8531 東京都大田区羽田 1-2-12		

頁 / 総頁	13 / 27
提出者及び共同保有者の総数	13 名
提出形態	※ ① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称		クレディ・スイス・ファースト・ポストン	
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地		スイス国チューリッヒ、8045、ユートウリバーク・ストラーセ 231	
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地		〒	
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	16年4月27日	(フリガナ)
法 人	※ ① 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	代表者氏名	ダニエル・オース
	事業内容	スイス国内外の商業及び投資銀行業務、機関投資家向け投資顧問業務等	
代表者役職		マネージング・ディレクター	
事務上の連絡先及び担当者名		〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子	
電話番号		03(6888)1000	

発行会社の 会社コード	7964
----------------	------

頁 / 総頁	14 / 27
--------	---------

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン
-----------------------	---------------------

3 保有目的

投資顧問業を営む上で、顧客勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	株	株	170,800 株
新株引受権証書	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券パートナーシップ	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合 計	M 株	N 株	O 170,800 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株		S 174,501,000 株
発行済株式総数 (平成14年6月30日現在)			
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 170,800 株		上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株		0.10 %
			直前の報告書に記載 された株券等保有割合
			0.10 %

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

大量保有報告書 (法第27条の26第1項に基づく報告書)
 変更報告書 No.1 (法第27条の26第2項に基づく報告書)

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平川 修 印 報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年7月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名称	株式会社 セガ	会社コード	7964
上 場 証券取引所	※ ① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上 場 2 店 頭	
本店所在地	〒144-8531 東京都大田区羽田 1-2-12		

頁 / 総 頁	15 / 27
提出者及び 共同保有者の総数	13 名
提 出 形 態	※ ① 連 名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 ③ その他 (英国法上の無限責任会社))			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称		クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル	
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地		英国 ロンドンE14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア	
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地		〒	
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
法 人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	2年5月9日	(フリガナ)
代 表 者	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 ④ 平成	代表者氏名	ケヴィン・スタッド
	事業内容	デリバティブ商品取引業務等	代表者役職 マネージング・ディレクター
事務上の連絡先及び担当者名		〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子	
		電 話 番 号	03(6888)1000

発行会社の 会社コード	7964
----------------	------

頁 / 総頁	16 / 27
--------	---------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル
-----------------------	-------------------------------

3 保有目的

自己勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	98,012株	株	株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バートワラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 98,012株	N 株	O 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在) S 174,501,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 98,012株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.06%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 0.04%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

大量保有報告書 (法第27条の26第1項に基づく報告書) 変更報告書 No.1 (法第27条の26第2項に基づく報告書)

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平川 修 印 報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年7月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名称	株式会社 セガ	会社コード	7964
上 場 証券取引所	※ ① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上場 2 店頭	
本店所在地	〒144-8531 東京都大田区羽田 1-2-12		

頁 / 総頁	17 / 27
提出者及び 共同保有者の総数	13名
提出形態	※ ① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())		
フリガナ (カタカナ)		
氏名又は名称	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラーゲゲゼルシャフト エムペーハー	
フリガナ (カタカナ)		
住所又は本店所在地	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D-60308 メッセトゥルム	
フリガナ (カタカナ)		
旧氏名又は名称		
フリガナ (カタカナ)		
旧住所又は本店所在地	〒	
個 人	生年月日 年 月 日 (フリガナ)	
※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	勤務先名称	
職 業	勤務先住所	
法 人	設立年月日 62年11月26日 (フリガナ)	
※ 1 明治 ③ 昭和 2 大正 4 平成	代表者氏名	代表者役職
事業内容	クラウドディア・ロイター・ヴェンツェル	ディレクター
事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子	
電 話 番 号	03(6888)1000	

発行会社の 会社コード	7964
----------------	------

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラーゲゲゼルシャフト エムペーハー
-----------------------	--

3 保有目的

投資顧問業を営む上で、顧客勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	61,800株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券パートナーシップ	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 株	N 株	O 61,800株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在) S 174,501,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 61,800株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.04%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 0.03%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平川 修 印 報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年7月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	株式会社 セガ	会社コード	7964
上 場 証券取引所	※① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌		
本店所在地	〒144-8531 東京都大田区羽田 1-2-12		

頁 / 総 頁	19 / 27
提出者及び 共同保有者の総数	13 名
提 出 形 態	※ ① 連 名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ ① 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称		クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・アラブケツェロ エルティ	
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地		ハンガリー共和国 ブダペスト 1126、ナジェ・イエノ・ウツァ 12	
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地		〒	
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	10年7月10日	(フリガナ)
法 人	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 ④ 平成		代表者氏名
	事業内容	資産運用業および投資信託運用業	クリスティーナ・ロズマ
代表者役職 最高経営責任者			
事務上の連絡先 及び担当者名		〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子	
		電 話 番 号	03(6888)1000

発行会社の 会社コード	7964
----------------	------

頁 / 総頁	20 / 27
--------	---------

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・アラブケツェロ エルティ
-----------------------	---

3 保有目的

資産運用業及び投資信託運用業を営む上で、顧客勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	6,800株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券カードワラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 株	N 株	O 6,800株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在) S 174,501,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 6,800株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.00%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 0.00%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書
(法第27条の26第1項に基づく報告書)

変更報告書 No.1
(法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平川 修 印 報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年7月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名称	株式会社 セガ	会社コード	7964
上 場 証券取引所	※① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌		
本店所在地	〒144-8531 東京都大田区羽田1-2-12		

頁 / 総 頁	21 / 27
---------	---------

提出者及び 共同保有者の総数	13名
提出形態	※① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン (ヨーロッパ) リミテッド		
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地	〒		
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
法 人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	41年11月9日	(フリガナ)
代 表 者	※ 1 明治 ③ 昭和 2 大正 4 平成		代表者氏名
	代表者氏名	ケヴィン・スタッド	代表者役職 マネージング・ディレ クター
人	事業内容	国際有価証券引受・取引業務、コーポレート・ファイナンス業務等	
事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子		
電 話 番 号	03(6888)1000		

発行会社の 会社コード	7964
----------------	------

頁 / 総頁	22 / 27
--------	---------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ヨーロッパ）リミテッド
-----------------------	---------------------------------

3 保有目的

自己勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	1,500株	株	株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券ポートフォリオ	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 1,500株	N 株	O 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在) S 174,501,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 1,500株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.00%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 ---%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書
(法第27条の26第1項に基づく報告書)

変更報告書 No.1
(法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平川 修 印 報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年7月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	株式会社 セガ	会社コード	7964
上 場 証券取引所	※① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上 場 2 店 頭	
本店所在地	〒144-8531 東京都大田区羽田 1-2-12		

頁 / 総 頁	23 / 27
---------	---------

提出者及び 共同保有者の総数	13 名
提 出 形 態	※ ① 連 名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド		
フリガナ (カタカナ)	トキョウトニホトクノモン シヤマジエティートラストタワー		
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山JTトラストタワー		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地			
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
法 人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	59年2月10日	(フリガナ) オオモリ ススム
法 人	※ 1 明治 ③ 昭和 2 大正 4 平成		代表者氏名 大森 進
	事業内容	証券業務等	代表者役職 日本における代表者
事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子		
	電 話 番 号	03(6888)1000	

発行会社の 会社コード	7964
----------------	------

頁 / 総頁	24 / 27
--------	---------

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
-----------------------	---

3 保有目的

自己勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	109,000株	株	株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券ハートワラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 109,000株	N 株	O 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在) S 174,501,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 109,000株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.06%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 ---%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書
(法第27条の26第1項に基づく報告書)

変更報告書 No.1
(法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平川 修 印 報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年7月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	株式会社 セガ	会社コード	7964
上 場 証券取引所	※① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上場 2 店頭	
本店所在地	〒144-8531 東京都大田区羽田1-2-12		

頁 / 総頁	25 / 27
--------	---------

提出者及び 共同保有者の総数	13名
提出形態	※① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン (ホンコン) リミテッド		
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コンノート・プレイス8、トゥー・エクスチェンジ・スクウェア、45階および46階		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地	〒		
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
法 人	設立年月日	63年3月22日	(フリガナ)
	※ 1 明治 ③ 昭和 2 大正 4 平成		代表者氏名
人	事業内容	有価証券の取引・販売、債券または株式による資金調達および金融商品の販売業務等	
事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子		
	電話番号	03(6888)1000	

発行会社の 会社コード	7964
----------------	------

頁 / 総頁	26 / 27
--------	---------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ホンコン）リミテッド
-----------------------	--------------------------------

3 保有目的

自己勘定にて国内の有価証券に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 351,540株		I 株
対象有価証券カートワラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 351,540株	N 株	O 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在) S 174,501,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 351,540株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.20%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 351,540株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 ---%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

発行会社の 会社コード	7964
----------------	------

頁 / 総 頁	27 / 27
---------	---------

提出者（大量保有者）の 氏 名 又 は 名 称	クレディ・スイス信託銀行株式会社
----------------------------	------------------

提出者及び 共同保有者の総数	13 名
提 出 形 態	※ ① 連 名 2 その他

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者及び共同保有者

1	クレディ・スイス信託銀行株式会社	11	クレディ・スイス・ファースト・ポスト ン（ヨーロッパ）リミテッド	21	
2	クレディ・スイス投信株式会社	12	クレディ・スイス・ファースト・ポスト ン・セキュリティーズ・ジャパン・リミ テッド	22	
3	クレディ・スイス・アセット・マネジメ ント・リミテッド	13	クレディ・スイス・ファースト・ポスト ン（ホンコン）リミテッド	23	
4	クレディ・スイス・アセット・マネジメ ント（英国）リミテッド	14		24	
5	クレディ・スイス・アセット・マネジメ ント・エルエルシー	15		25	
6	クレディ・スイス・アセット・マネジメ ント・ファンド・サービス（ルクセンブ ルグ）エス・エー	16		26	
7	クレディ・スイス・ファースト・ポスト ン	17		27	
8	クレディ・スイス・ファースト・ポスト ン・インターナショナル	18		28	
9	クレディ・スイス・アセット・マネジメ ント・カピタルアンラーゲゼルシャフ ト エムペーハー	19		29	
10	クレディ・スイス・アセット・マネジメ ント・ハンガリー・アラブケツェロ エ ルティ	20		30	

2 上記提出者及び共同保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	208,512 株	株	5,519,840 株
新株引受権証書	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 351,540 株		I 株
対象有価証券バックリット	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合 計	M 560,052 株	N 株	O 5,519,840 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在) S 174,501,000 株	
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 6,079,892 株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 3.48 %	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 351,540 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 5.74 %	



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・バレ



委任状

日本国法に基づき設立され、日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに住所を有すクレディ・スイス投信株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに事務所を有すクレディ・スイス信託銀行株式会社を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。
4. 本委任状は、上記記載の事項についてのみ代理人に権限を付与するものである。

上記の証として、当社は、平成14年5月1日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス投信株式会社

代表取締役 福 田 敏 朗





委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・バシ



添付書類A

法人名	住所
クレディ・スイス投信株式会社	日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワー
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ポトルフ・ストリート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(英国)リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ポトルフ・ストリート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク、レキシントン・アベニュー 466
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ5
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国 チューリッヒ、8045
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジェスチオン	フランス 75408 パリ セデックス 08、ル・ワシントン44、ワシントン・プラザ
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・プレイス1、ゲートウェイ・ビルディング 32階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラゲゲゼルシャフト エムベーハー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D 60308 メッセツウルム
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A.	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ガンジー)リミテッド	英国領チャンネル諸島、ガンジー、セント・ピーター・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルベティア・コート
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・アラプケツェロ エルティ.	ハンガリー共和国 ブダペスト 1126、ナジェ・イエノ・ウツァ 12
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(プラハ)アー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ 13/8、郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステイチニ・スポレッチノスト・アー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ 13/8、郵便番号 120 00

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse Asset Management Limited, a corporation organized and existing under the laws of England with its principal office at Beaufort House, 15 St. Botolph Street, London EC3A 7JJ (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Trust and Banking Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.


IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this *1st* day of *April* 2002.

EXECUTED as a DEED by
CREDIT SUISSE ASSET MANAGEMENT LIMITED
Acting by a Director and the Secretary

Director



Secretary



(訳文)

委任状

英国法に基づき設立され存続し、本店を英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリート 15、ビューフォート・ハウスに有するクレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、クレディ・スイス信託銀行株式会社を代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月1日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド

グレン・ウェルマン
取締役

サラ・ホートン
秘書役



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・バレン



添付書類 A

法人名	住所
クレディ・スイス投信株式会社	日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワー
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリート 15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(英国)リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリート 15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク、レキシントン・アベニュー 466
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ 5
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国 チューリッヒ、8045
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジェスチオン	フランス 75408 パリ セデックス 08、ル・ワシントン 44、ワシントン・プラザ
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・プレイス 1、ゲートウェイ・ビルディング 32 階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラゲゲゼルシャフト エムベーハー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D 60308 メッセツウルム
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A.	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ガンジー)リミテッド	英国領チャンネル諸島、ガンジー、セント・ピーター・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルベティア・コート
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・アラブケツェロ エルティ.	ハンガリー共和国 ブダペスト 1126、ナジェ・イエノ・ウツァ 12
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(プラハ)アー・エス	チェコ共和国 プラハ 2、ラザルスカ 13/8、郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステイツニ・スポレッチノスト・アー・エス	チェコ共和国 プラハ 2、ラザルスカ 13/8、郵便番号 120 00

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse Asset Management (UK) Limited, a corporation organized and existing under the laws of England with its principal office at Beaufort House, 15 St. Botolph Street, London EC3A 7JJ (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Trust and Banking Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 1st day of April 2002.

EXECUTED as a DEED by
CREDIT SUISSE ASSET MANAGEMENT (UK) LIMITED
Acting by a Director and the Secretary



Director



Secretary

(訳文)

委任状

英国法に基づき設立され存続し、本店を英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリート15、ビューフォート・ハウスに有するクレディ・スイス・アセット・マネジメント（英国）リミテッド（以下「当社」という。）は、クレディ・スイス信託銀行株式会社を代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月1日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・アセット・マネジメント
（英国）リミテッド

アイ・アール・フィッシュウィック
取締役

イアン・キャムベル
秘書役



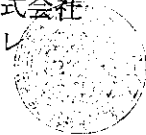
委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・バレ



添付書類A

法人名	住所
クレディ・スイス投信株式会社	日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山J Tトラストタワー
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(英国)リミテ ッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシ ー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨ ーク、レキシントン・アベニュー 466
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サ ービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ 5
クレディ・スイス・ファースト・ボストン	スイス国 チューリッヒ、8045
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジェスチオン	フランス 75408 パリ セデックス 08、ル・ワシント ン44、ワシントン・プラザ
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリ ア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・プレイ ス1、ゲートウェイ・ビルディング 32階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラ ーゲゲゼルシャフト エムベーハー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D 60308 メッセトルム
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A.	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ガンジー)リ ミテッド	英国領チャンネル諸島、ガンジー、セント・ピータ ー・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルベティ ア・コート
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・ アラプケツェロ エルティ.	ハンガリー共和国 ブダペスト1126、 ナジェ・イエノ・ウツァ12
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(プラハ) ア ー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ 13/8、 郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステ ィッチニィ・スポレッチノスト・アー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ 13/8、 郵便番号 120 00


POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse Asset Management, LLC, a limited liability corporation organized and existing under the laws of Delaware with its principal office at 466 Lexington Avenue, New York, New York USA 10017 (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Trust and Banking Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed 1st day of April, 2002.

Credit Suisse Asset Management, LLC



Name: Mal Liebes
Title: General Counsel

(訳文)

委任状

デラウェア州法に基づき設立され存続し、本店をアメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク、レキシントン・アベニュー446 に有するクレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー（以下「当社」という。）は、クレディ・スイス信託銀行株式会社を代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月1日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・アセット・マネジメン
ト・エルエルシー

ハル・リーブス
ジェネラル・カウンセル



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・バレン



添付書類A

法人名	住所
クレディ・スイス投信株式会社	日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山J Tトラストタワー
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(英国)リミテ ッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシ ー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨ ーク、レキシントン・アベニュー 466
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サ ービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ 5
クレディ・スイス・ファースト・ボストン	スイス国 チューリッヒ、8045
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジェスチオン	フランス 75408 パリ セデックス 08、ル・ワシント ン44、ワシントン・プラザ
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリ ア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・プレイ ス1、ゲートウェイ・ビルディング 32階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラ ーゲゲゼルシャフト エムベーハー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D 60308 メッセツウルム
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A.	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ガンジー)リ ミテッド	英国領チャンネル諸島、ガンジー、セント・ピータ ー・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルベティ ア・コート
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・ アラブケツェロ エルティ.	ハンガリー共和国 ブダペスト 1126、 ナジェ・イエノ・ウツァ 12
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(プラハ) ア ー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ 13/8、 郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステ ィッチニィ・スポレッチノスト・アー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ 13/8、 郵便番号 120 00

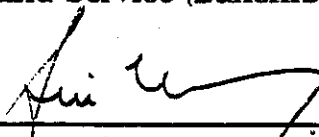
POWER OF ATTORNEY

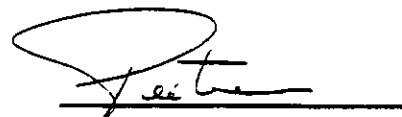
KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse Asset Management Fund Service (Luxembourg) S.A., a corporation organized and existing under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg with its principal office at 5, rue Jean Monnet, L-2180 Luxembourg (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Trust and Banking Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this APR - 1 2002

Credit Suisse Asset Management
Fund Service (Luxembourg) S.A.


Name: Alain Thilmann
Title: Vice President


Name: Guy Reiter
Title: Vice President

(訳文)

委任状

ルクセンブルグ大公国法に基づき設立され存続し、本店をルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ5に有するクレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス (ルクセンブルグ) エス・エー (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス信託銀行株式会社を代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社 (以下「発行会社」という。) の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月1日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・アセット・マネジメント・
ファンド・サービス (ルクセンブルグ) エス・
エー

アライン・シルマニー
ヴァイス・プレジデント

ガイ・ライター
ヴァイス・プレジデント



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・バレン



添付書類A

法人名	住 所
クレディ・スイス投信株式会社	日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワー
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリート 15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(英国)リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリート 15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク、レキシントン・アベニュー 466
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ 5
クレディ・スイス・ファースト・ボストン	スイス国 チューリッヒ、8045
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジェスチオン	フランス 75408 パリ セデックス 08、ル・ワシントン 44、ワシントン・プラザ
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・プレイス 1、ゲートウェイ・ビルディング 32 階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラゲゲゼルシャフト エムベーハー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D 60308 メッセツウルム
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A.	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ガンジー)リミテッド	英国領チャンネル諸島、ガンジー、セント・ピーター・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルベティア・コート
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・アラプケツェロ エルティ.	ハンガリー共和国 ブダペスト 1126、ナジェ・イエノ・ウツツァ 12
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(プラハ) アー・エス	チェコ共和国 プラハ 2、ラザルスカ 13/8、郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステイツニ・スポレッチノスト・アー・エス	チェコ共和国 プラハ 2、ラザルスカ 13/8、郵便番号 120 00

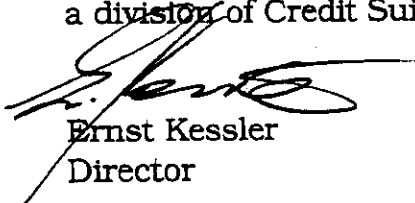
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that **Credit Suisse Asset Management**, a division of Credit Suisse First Boston, a corporation organized and existing under the laws of Switzerland with its principal office at CH-8045 Zurich (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Trust and Banking Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 4th day of April 2002.

Credit Suisse Asset Management
a division of Credit Suisse First Boston


Ernst Kessler
Director


Markus A. Vock
Vice President

(訳文)

委任状

スイス法に基づき設立され存続し、本店をスイス国チューリッヒ CH-8045 に有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン（クレディ・スイス・アセット・マネジメント部門）（以下「当社」という。）は、クレディ・スイス信託銀行株式会社を代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

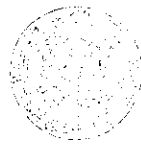
1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月4日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン
（クレディ・スイス・アセット・マネジメント部門）

アーンスト・ケスラー
取締役

マーカス・A・フォック
ヴァイス・プレジデント



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山J Tトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・パレ



添付書類A

法人名	住所
クレディ・スイス投信株式会社	日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワー
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(英国)リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク、レキシントン・アベニュー 466
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ5
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国 チューリッヒ、8045
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジェスチオン	フランス 75408 パリ セデックス 08、ル・ワシントン44、ワシントン・プラザ
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・プレイス1、ゲートウェイ・ビルディング 32階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラゲゲゼルシャフト エムベーハー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D 60308 メッセウラム
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A.	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ガンジー)リミテッド	英国領チャンネル諸島、ガンジー、セント・ピーター・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルベティア・コート
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・アラプケツェロ エルティ.	ハンガリー共和国 ブダペスト 1126、ナジェ・イエノ・ウツァ 12
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(プラハ)アー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ 13/8、郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステイツニ・スポレッチノスト・アー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ 13/8、郵便番号 120 00

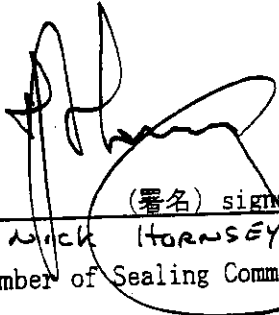
委任状

England 法に基づき設立され、One Cabot Square, London E14 4QJ に住所を有す Credit Suisse First Boston International (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドを代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月9日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

CREDIT SUISSE FIRST BOSTON INTERNATIONAL



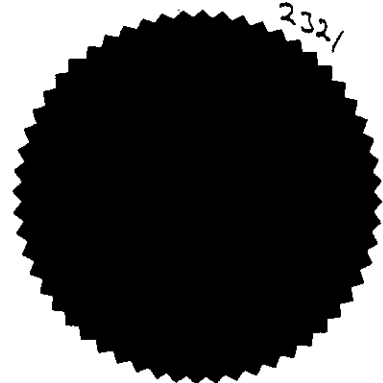
(署名) signature

氏名: Nick Hornsey
役職: Member of Sealing Committee



(署名) signature

氏名: ANDREW WALTON
役職: Member of Sealing Committee





委任状

日本国法に基づき設立され、日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストカーに住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 大森 進



添付書類A

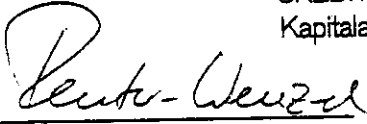
法人名	住所
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国チューリッヒ、8045、ユートゥリバー グ・ストラッセ 231
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・インター ナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン(ヨーロ ッパ)リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・エクイ ティーズ・リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン(ホンコ ン)リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、ト ウー・イクスチェンジ・スクウェア、45 階および 46 階
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・コーポ レーション	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11

POWER OF ATTORNEY

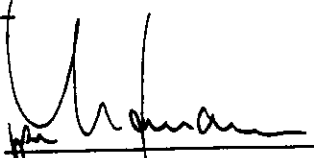
KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that CREDIT SUISSE ASSET MANAGEMENT Kapitalanlagegesellschaft mbH, a corporation organized and existing under the laws of Germany with its principal office at MesseTurm, D-60308 Frankfurt am Main (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Trust and Banking Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 1st day of April, 2002.


Claudia Reuter-Wenzel
Director

CREDIT SUISSE ASSET MANAGEMENT
Kapitalanlagegesellschaft mbH


Gert Hofmann
Director

(訳文)

委任状

ドイツ法に基づき設立され存続し、本店をドイツ連邦共和国、フランクフルト・アム・マイン D-60308 メッセトゥルムに有するクレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラーゲゲゼルシャフト エムペーハー (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス信託銀行株式会社を代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

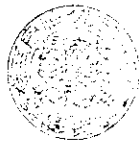
1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社 (以下「発行会社」という。) の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月1日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラーゲゲゼルシャフト エムペーハー

クラウディア・ロイター・ヴェンツェル
取締役

サート・ホフマン
取締役



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・バシ



添付書類A

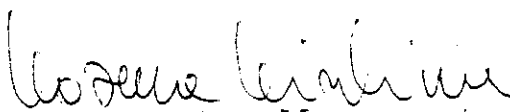
法人名	住 所
クレディ・スイス投信株式会社	日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワー
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(英国)リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク、レキシントン・アベニュー 466
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ5
クレディ・スイス・ファースト・ボストン	スイス国 チューリッヒ、8045
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジェスチオン	フランス 75408 パリ セデックス 08、ル・ワシントン44、ワシントン・プラザ
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・プレイス1、ゲートウェイ・ビルディング32階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラージェゼルシャフト エムペーハー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・メイン D 60308 メッセツウルム
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A.	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ガンジー)リミテッド	英国領チャンネル諸島、ガンジー、セント・ピーター・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルベティア・コート
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・アラプケツェロ エルティ.	ハンガリー共和国 ブダペスト 1126、ナジェ・イエノ・ウツァ 12
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(プラハ)アー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ 13/8、郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステイチニ・スポレッチノスト・アー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ 13/8、郵便番号 120 00

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse Asset Management Hungary Alapkezelő Rt., a corporation organized and existing under the laws of Hungary with its principal office at Budapest 1126, Nagy Jenő utca 12., Hungary (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Trust and Banking Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed *this 15th day of April 2002*.


Credit Suisse Asset Management
Hungary Alapkezelő Rt.

Name: Krisztina Kozma
Title: CEO

(訳文)

委任状

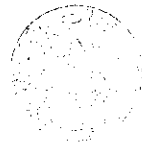
ハンガリー法に基づき設立され存続し、本店をハンガリー、ブダペストに有するクレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・アラプケツェロ エルティ（以下「当社」という。）は、クレディ・スイス信託銀行株式会社を代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月1日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・アセット・マネジメン
ト・ハンガリー・アラプケツェロ エルティ

クリスティーナ・コズマ
最高経営責任者



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・バレン



添付書類A

法人名	住所
クレディ・スイス投信株式会社	日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山J Tトラストタワー
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(英国)リミテ ッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシ ー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨ ーク、レキシントン・アベニュー 466
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サ ービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ 5
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国 チューリッヒ、8045
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジェスチオン	フランス 75408 パリ セデックス 08、ル・ワシント ン44、ワシントン・プラザ
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリ ア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・プレイ ス1、ゲートウェイ・ビルディング 32階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラ ーゲゲゼルシャフト エムペーハー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D 60308 メッセツウルム
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A.	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ガンジー)リ ミテッド	英国領チャンネル諸島、ガンジー、セント・ピータ ー・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルベティ ア・コート
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・ アラブケツェロ エルティ.	ハンガリー共和国 ブダペスト 1126、 ナジェ・イエノ・ウツァ 12
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(プラハ) ア ー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ 13/8、 郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステ ィッチニイ・スポレッチノスト・アー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ 13/8、 郵便番号 120 00

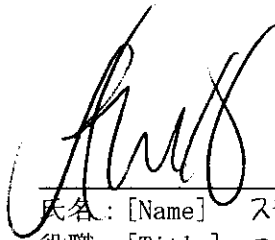
委任状

England 法に基づき設立され、One Cabot Square, London E14 4QJ に住所を有す Credit Suisse First Boston (Europe) Limited (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドを代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

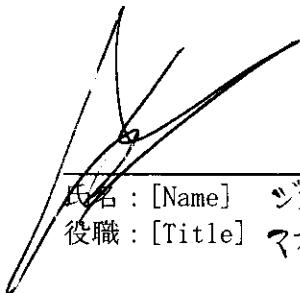
上記の証として、当社は、2002年5月2日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

CREDIT SUISSE FIRST BOSTON (EUROPE) LIMITED



(署名) [signature]

氏名: [Name] ステイブン・ウットン
役職: [Title] マネージング・ディレクター



(署名) [signature]

氏名: [Name] ジェイムス・クリートマン
役職: [Title] マネージング・ディレクター



委任状

日本国法に基づき設立され、日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 大森 進



添付書類A

法人名	住 所
クレディ・スイス・ファースト・ボストン	スイス国チューリッヒ、8045、ユートウリバーク・ストラーセ 231
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン(ヨーロッパ)リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・エクイティーズ・リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン(ホンコン)リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、タワー・エクスチェンジ・スクウェア、45 階および 46 階
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・コーポレーション	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・アベニュー 11



委任状

日本国法に基づき設立され、日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 大森 進



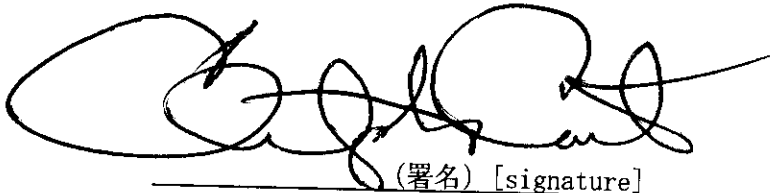
委任状

Hong Kong Special Administrative Region, People's Republic of China 法に基づき設立され、45th and 46th Floors, Two Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong に住所を有す Credit Suisse First Boston (Hong Kong) Limited (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドを代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月 25 日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

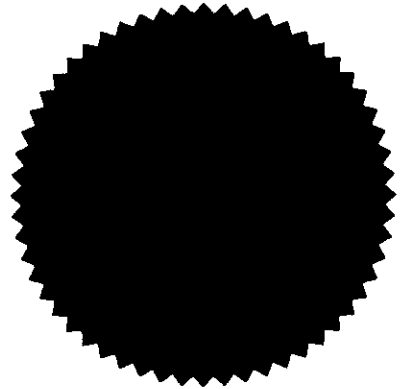
Credit Suisse First Boston (Hong Kong) Limited



(署名) [signature]

氏名 : Christopher Carter

役職 : Director



(署名) [signature]

氏名 : Andrew Cattle

役職 : Director



委任状

日本国法に基づき設立され、日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラスト㈱に住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 大森 進



添付書類 A

法人名	住 所
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国チューリッヒ、8045、ユートウリバー グ・ストラーセ 231
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・インター ナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン(ヨーロ ッパ)リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・エクイ ティーズ・リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン(ホンコ ン)リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、ト ウー・イクスチェンジ・スクウェア、45 階および 46 階
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・コーポ レーション	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11